

政党その他の政治団体
立候補予定者 様

福生市選挙管理委員会事務局長

福生市長選挙に係る公職の候補者等の政治活動用ポスターの取
扱いについて（依頼）

福生市長の任期が令和 6 年 5 月 20 日をもって満了します。

このため、福生市長選挙の立候補予定者（現職を含む。）及びその後援団体の政治活動用ポスターについては、任期満了日の 6 か月前に当たる日から当該選挙期日までの間、当該選挙区内における掲示が禁止され（公職選挙法第 143 条第 16 項第 2 号及び同条第 19 項第 3 号）、この期間中に掲示されているポスターは、撤去の対象となります（同法第 147 条）。（注）

また、政党又は政治団体の政治活動用ポスター（いわゆる 2 連ポスター）については、当該ポスターに氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された方が同選挙の候補者となったときは、候補者となった日（同選挙の告示日）のうちに、当該ポスターを撤去しなければならないこととされております（同法第 201 条の 14 第 1 項）。

つきましては、福生市内でのポスターの掲示について御確認いただき、対処いただけますようお願いいたします。

なお、現職を含む公職の候補者等又はその後援団体の政治活動用文書図画の掲示については、平常時においても別紙のとおり規制されておりますので、念のため申し添えます。

（注）任期満了日が令和 6 年 5 月 20 日の場合、令和 5 年 11 月 20 日から当該選挙期日までの間、掲示禁止

【問合せ先】

福生市選挙管理委員会事務局

電話：042-551-1802（直通）

別紙

平常時における政治活動用文書図画掲示の規制について

《規制の対象》

- ①現職を含む公職の候補者等の政治活動用文書図画で、当該公職の候補者等の氏名や氏名を類推する事項を表示するもの
- ②公職の候補者等の後援団体の政治活動用文書図画で、当該後援団体の名称を表示するもの

※「文書図画」とは、文字、符号又は象形を用いて物体の上に多少永続された意識の表示をいい、その記載が文字又は符号による場合を「文書」といい、象形による場合を「図画」という。

上記①・②は、以下の《掲示できる文書図画》を除き掲示できない。

《掲示できる文書図画》

(1) 立札及び看板の類

- ・ 公職の候補者等又はその後援団体の政治活動用事務所ごとに2枚以内
- ・ 選挙を管理する選挙管理委員会の交付する証票の貼付が必要
- ・ 公職の種類により、掲示できる枚数に制限あり
- ・ 規格 150cm×40cm 以内（足の部分を含む。）

(2) 政治活動用ポスター（以下の禁止事項に触れないもの）

（禁止事項）

- ・ ベニヤ板等で裏打ちされているもの
- ・ 公職の候補者等又は後援団体の政治活動用事務所・連絡所を表示するもの
- ・ 後援団体の構成員であることを表示するもの
- ・ 任期満了日の6か月前から選挙期日までの間の掲示

(3) 演説会等の会場において、その開催中使用されるもの



したがって、公職の候補者等が、個人の政治活動のために上記の掲示できる文書図画以外のものを掲示すること（例：公職の候補者等の氏名等を記載した「たすき」の着用や、街頭演説の際に公職の候補者等の氏名等を記載した看板やのぼり等を掲示することなど）はできません。